ケースで学ぶ

FPのための実践コンプライアンス

株式会社FPスピリット　代表取締役
CFP® 認定者　行政書士　鈴木克昌

第２回▶海外口座開設のサポート

CASE

海外口座開設について業者に顧客を紹介したり手続きをサポートするのは違法か!?

お客さまが、日本に支店のない海外の銀行に口座を開きたいとおっしゃっているのですが、問題はありませんか？

日本の国内法上の制約はありません。ただし、その国で日本の居住者が銀行口座を開けるかどうかは別問題です。

では、海外の銀行に口座を開くために、申込書類の翻訳や手続きをサポートする業務を行うには、何か許可や登録を受ける必要はありますか？

あくまでも顧客のための行為であって、銀行からの依頼や対価を受けていなければ、許認可は不要です。ただし、本人確認のためのパスポート認証など、弁護士か行政書士でなければできない手続きもあります。

インターネットと郵送による海外口座開設サポートを提供している業者や、口座開設のための海外ツアーを主催している業者もありますが、そうした業者に顧客を紹介しても構わないということでよいですよね？

はい。ただし、法令違反の有無を含め、業者の信頼性をチェックすることが肝要です。最近は、日本に拠点のない外国銀行への預金口座の開設勧誘を行う詐欺行為が横行していて、金融庁も警告を発しています。口座開設のためと称して業者が資金を預かることは違法行為に当たりますので、十分な注意が必要です。

解説

顧客からの依頼で行う代理・媒介等行為は銀行代理業ではないが、提出書類の認証等は士業の独占業務となることに注意。

平成18年の銀行法改正により、それまでの銀行代理店制度の規制を緩和して銀行代理業が創設された。改正銀行法は「銀行のために」預金等の受入れや資金の貸付等を内容とする契約の締結の代理または媒介を行う営業を銀行代理業と定義し（第２条第14項）、銀行代理業を営むためには、内閣総理大臣の許可を要すると定めている（第52条の36第１項）。また、日本国内で銀行業の免許を得ていない外国銀行は、銀行法上の銀行に当たらず、外国銀行代理業は銀行でなければ営むことができない（第10条第２項８の２号）。

平成14年に、ある事業者が、海外の銀行に対する口座開設や金融商品購入等に関する顧客の事務の補助を行う事業を始めるにあたり、法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）を利用して銀行免許の要否を照会したところ、金融庁は「照会者と顧客の権利義務関係は、当該事務の補助に直接係るものにとどまり、かつ照会者と当該海外銀行との間で何ら権利義務関係は生じない限りにおいて」銀行業には該当せず、免許は不要と回答している。

また、平成18年の銀行法改正の際のパブリックコメントに対する金融庁の回答によると、銀行代理業は銀行のために行うものであり、銀行の顧客のために行う行為は、代理や媒介を含め銀行代理業に該当しないとされている（**図表**）。

銀行代理業に該当しない行為は、当然、外国銀行代理業にも該当しない。また、金融機関は官公署ではないので、口座開設手続きは行政書士等の士業の独占業務ではない。したがって、国内外を問わず銀行口座の開設をサポートする事業は法の規制を受けないと考えてよいであろう。ただし、銀行に提出する公的書類の認証や、公証役場・外務省・領事館等の公的機関による認証手続きの代行は弁護士または行政書士でなければ行うことはできない（そのため、海外口座開設サポートを業としている行政書士も少なくない）。

図表　銀行代理業に関する金融庁の見解（パブリックコメントに対する回答）

銀行代理業の範囲	銀行代理業は、銀行のために行うものであり、銀行の顧客（銀行取引の相手方）の委託のみにより、当該顧客のために行う行為は該当しない。
「銀行のために」とは	銀行から直接または間接的な委託により行う行為であることを意味する。
「顧客のために」とは	顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立って助力することで、具体的には以下の行為を指す。 ①顧客を代理する行為 ②純粋に顧客からのみの委託により顧客のために媒介する行為
顧客のためであって銀行のためではないことの要件	①銀行からの直接または間接的な委託（間接的な委託とは、再委託、再々委託およびその連鎖）に基づき、預金、貸付け、為替取引を内容とする契約の条件の確定または締結に関与するものではないこと。 ②契約の条件の確定または締結に関与する対価として、銀行から直接または間接的に報酬、手数料その他名目のいかんにかかわらず経済的対価を受領するものではないこと。
顧客紹介について	・単なる紹介であれば銀行代理業には該当しない。 ・銀行のために媒介行為（勧誘）まで行えば銀行代理業に該当する。

有価証券の説明＆手続きは手数料なしでも勧誘行為に

では、銀行以外の証券会社・運用会社での口座開設や、有価証券の購入手続き（購入先が銀行である場合も含む）のサポートを行う行為はどうだろうか。

金融商品取引法では、金融商品取引行為が「業」に当たるかどうかの判断において、投資助言を除き営利性を要件としておらず、反復継続性があれば金融商品取引業に該当するとしている。よって、その行為が有価証券の取得勧誘に該当すれば、販売会社から手数料等を受領しなくても、無登録での営業はできないことになる。

本誌前号では、投資助言業者が無登録で海外ファンドの募集を行っていたとして行政処分が下された例を紹介したが、その処分理由の中で、金融庁（財務局）は「外国投資証券の商品内容、コスト、手数料及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込みを依頼した者に対し、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている」ことを勧誘行為とみなしている。

商品の説明も取得申込手続きのサポートも、販売会社から報酬を受領しないのであれば、それぞれ単独では必ずしも勧誘行為に該当するとは言えないはずである。しかし、両者が一体となった場合は、手数料等を受領しなくても勧誘行為に該当するものとみなされる。つまり、有価証券については、商品説明と購入申込手続きのサポートを同一の事業者が行うことはできないと考えるべきであろう。FA

参照情報

金融庁「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」（平成24年４月６日）

最近、「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると言われ、当該業者の口座に資金を振り込んだが、その後預金証書等が送られてこない。大丈夫だろうか」といった相談が寄せられています。

日本において、預金の受入は銀行法等で免許等を受けた銀行、外国銀行等以外は禁止されています。また、一般の業者が日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を勧誘し、顧客から資金を預かるような行為も、禁止されています。そのような勧誘を受けた場合は、くれぐれもご注意ください。少しでも不審に思った場合は、取引を見合わせることを含め、慎重に対応することをお勧めします。

預金の受入等を行える金融機関等については、「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で預金取扱等金融機関、銀行等代理業者、外国銀行代理銀行をご確認ください。

鈴木 克昌
㈱ＦＰスピリット代表取締役
CFP®認定者、行政書士、宅地建物取引主任者、一種証券外務員・内部管理責任者。
ＦＰ業務と各種法的手続きサポートのほか、事業者の法的リスク対策を手掛け、公的機関や企業のコンプライアンス研修講師も数多く務めている。日本福祉大学非常勤講師。